

小平市教育委員会会議録（甲）

— 5 月 定 例 会 —

平成24年5月22日（火）

開 催 日 時 平成24年5月22日（火） 午後2時00分～午後4時02分

開 催 場 所 504会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

森井良子委員長職務代理者

山田大輔委員

高槻成紀委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

内野雅晶教育部理事兼指導課長

有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）

滝澤文夫教育庶務課長

鶴巻好生学務課長

赤坂慶太学務課長補佐

板谷扇一郎学校給食センター所長

森田恒明指導課長補佐

小島淳生体育課長

屋敷元信中央公民館長

松原悦子中央図書館長

仙北谷仁策教育部参事

佐藤晴美指導主事

書 記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、根岸玄教育庶務課主事

傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会5月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（16）（17）及び、議案第6号、第7号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

### ○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

### （委員長報告事項）

### ○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会平成24年度第1回理事会について、私から説明いたします。資料はNo.1をご覧ください。

5月24日に開催予定の第56回定期総会に先立ちまして、4月27日に、東京自治会館にて理事会が開かれ、そこにおいて資料裏面の付議案件、昨年度の事業報告の歳入歳出決算が承認されました。また、平成24年度の事業計画予算（案）が可決となりました。なお、今年度より西東京市の竹尾格委員長が会長となります。したがって、事務局も西東京市教育委員会が担当することとなります。副会長は八王子市教育委員会の花村委員長となります。

以上でございます。

次に、委員長報告事項（2）関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会について、私から説明いたします。資料No.2でございます。この会は5月18日金曜日、川口市川口総合文化センターにて開催され、森井委員長職務代理者、高槻委員、私、そして滝澤教育庶務課長が参加しました。

ご覧のとおりの開会式、総会が行われまして、研修会は歴史家・作家の加来耕三氏のお話でございました。先入観にとらわれることなく自分の常識で物事を見るようにという趣旨のお話でございました。また、その前に文部科学省より学校教材等の整備計画についてお話がございました。

東京都市町村教育委員会連合会からは、ほとんどの市区町村が出席いたしましたが、三鷹市、武蔵野市、国分寺市、日野市、八王子市は欠席でいらっしゃいました。なお、小平市教育委員会としましては、この会にはあまり意味を認めないとして、平成20年度より出席を見合わせておりましたが、このたび、委員がその当時より入れ替わりましたので、ご希望もありまして、改めて何か変化があるかということもございましたので、出席をいたしました。しかしながら、何ら変わることなく、結論としまして、やはり出席負担金も割り当てられて、交通費も出費して、時間も費やして出席するに値するものかどうか、教育委員会の形骸化の最たるものではないかと、

そういう印象が、出席しました委員の共通した印象でございました。

先ほどの印象について詳しく申し上げますが、例えば事業報告、会計、平成23年度決算についての報告がございましたが、それは昨年度の5月19日に宇都宮市で行われた、その理事会総会だけでございまして、6月から8月の活動というのはその総会に当たるだけでございます。ですから、会計決算もその総会に費やしたものの報告です。それから事業（案）でございしますが、平成24年度の事業（案）が5月18日に事業（案）予算（案）として提出されているのですが、その総会会議が事業計画の事業ということでございます。また、平成24年度予算（案）として提出されているものも、その会に使われているものでございます。言ってみれば、今回川口市で行われたわけですが、既にこの会に向けてお金が使われているわけございまして、それについて案として提出されるというのも、非常に陳腐な印象を持ちました。

また、理事会出席者の宿泊費は別途取られて予算立てされているのですが、情報交換会会議費として50万が計上されておりまして、これは既に翌日ですから、使われていたわけですが、これについて会場から何名で何回かという質問が出ましたが、13名で1回という回答でございまして、この辺も明快な答えが得られなかったところでございます。

したがいまして、この関東甲信越静として、総会時にも情報交換の場が設けられる、あるいは会として6月から何か理事会が開かれるなり、研修なり、それから文科省と何か懇談がもたれるとか、何らかの事業が行われるのであれば意味があるかと思いますが、そういうことも事業計画にはございませんので、私どもとしましては、当面出席を見合わせることも検討してみたいと存じます。

以上で、委員長報告事項を終了いたします。

#### **（教育長報告事項）**

##### **○伊藤委員長**

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）平成24年度5月1日現在の児童・生徒数について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

##### **○阪本教育長**

教育長報告事項（1）平成24年5月1日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級在籍児童を含めて8,992人で、前年と比べ、全体の児童数は129人の減でございます。

このうち通常の学級在籍児童数は8,877人で、前年と比べ、133人の減でございます。

また、特別支援学級在籍児童数は115人で、前年と比べ、4人の増でございます。

次に、中学校でございしますが、特別支援学級在籍生徒を含めて生徒数は4,185人で、前年

と比べ、全体の生徒数は17人の増でございます。

このうち通常の学級在籍生徒数は4,111人で、前年と比べ、10人の増でございます。

また、特別支援学級在籍生徒数は74人で、前年と比べ、7人の増でございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（2）平成24年度小平市立小・中学校移動教室の実施について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（2）平成24年度小平市立小・中学校移動教室の実施についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

お手元に各学校別の実施予定表を配付してございますが、小学校につきましては、実施期間は、花小金井小学校の5月16日から小平第十小学校の7月4日まででございます。なお、いずれも2泊3日の実施でございます。

実施場所につきましては、小平第一小学校、小平第二小学校、小平第三小学校、小平第六小学校及び小平第七小学校の5校が、児童数の関係等により、小金井市の清里山荘を利用して実施することになります。その他の14校につきましては、小平市立八ヶ岳山荘を利用して実施いたします。

なお、小学校移動教室の八ヶ岳山荘での実施は、八ヶ岳山荘の廃止により、本年度が最後になります。平成25年度からの実施方法、及び宿泊施設でございますが、小学校校長及び教育委員会事務局職員を委員とする、移動教室検討委員会を6回開催し、検討してまいりました。

今後、方針が決まった時点で報告させていただきます。

次に、中学校の移動教室でございますが、第3学期に、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。小平第六中学校の1月15日から、小平第五中学校の2月5日までで、全校いずれも2泊3日で実施の予定でございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（3）平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、報告いたします。資料No.5をご覧ください。

本調査は文部科学省の調査で、暴力行為、いじめの状況及び不登校の状況等について、例年4月に調査を実施しております。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

## ○内野教育部理事

それでは、資料No.5に従いましてご説明いたします。なお、表の中の括弧の数値は平成22年度の確定数値でございます。

はじめに、大きな1番の暴力行為の発生状況の総括表についてでございます。中央の列の発生件数を見ていただきますと、小学校では2件、中学校では37件の発生でございます。なお中学校では22年度より13件の減となっております。以下1から4の部分が表の内訳となっておりますので、順次ご説明いたします。

まず、1の対教師暴力の状況です。小学校では1件、中学校では6件ございました。なお、中学校の6件のうち、1件につきましては、2校にかかわる事案のために、加害生徒数は2名となっておりますが、3校での発生として集計しております。よって、発生件数は6件ですけれども、7人の教師が暴力を受けているということでございます。

2の生徒間暴力の状況でございますが、この件数は生徒同士がけんかをしたり、双方が相手を殴ったり、一方的に暴行を加えた場合の数値となります。小学校では学校内で1件、中学校では平成22年度は学校内では7校で30件でしたが、平成23年度は学校内では6校で17件、学校外で6件ございました。

3の対人暴力でございますが、まず対人暴力とは日頃人間関係がない間柄、例えば公園で突然出会ったりした場合などです。そういった場合に恐喝したり脅かしたりして、暴行に至ったものをカウントいたしますので、一般的には他校生であつたり、一般人であつたりするものの件数でございます。小学校はゼロ件、中学校では2件の発生でございます。

続きまして、4の器物損壊の状況ですが、中学校で6件発生しております。

暴力行為全体といたしましては、平成22年度と比較して23年度の件数は減少しておりますが、中学校では増加傾向にありますので、今後も生活指導面での指導を徹底させるほか、人権教育や道徳の授業などにおいても、自他を大切にする教育の充実を図ってまいりたいと思います。

続きまして、大きな2番、いじめの状況でございます。まず1のいじめを認知した学校数、認知件数でございますが、認知した学校数は小学校で12校、中学校で7校。件数といたしましては、小学校が36件、中学校が51件となっております。中学校では22年度と比較しまして、24件の増となっております。これは校内の教育相談の機能が高まつたり、あるいは教師一人一人の生徒理解力等が向上し、教師と生徒の間の円滑な人間関係が形成される中から、いじめの報告などが行われているのではないかと推察されます。

2のいじめの現在の状況についてですが、平成23年度は小・中学校合わせて87件となりますが、そのうち68件が解消という報告を受けております。

3のいじめの発見のきっかけについてでございますが、主な理由としましては、「学級担任が発見」または「本人からの訴え」でございます。特に、中学校ではその傾向が特徴的ではないか

と思います。

4のいじめられた児童・生徒の相談状況についてですが、小・中学校ともに「学級担任に相談」が最も多く、次に「保護者や家族等に相談」の順となっております。

5のいじめの態様でございますが、複数回答による集計となっております。小・中学校とも「冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる」というところが最も多く、合計で63件となっております。中学校においては、22年度より21件の増でございます。また、「仲間外れ、集団による無視をされる」が、昨年度と比較して多くなっております。6の学校におけるいじめの問題に対する対応についてですが、いじめが発生したかどうかにかかわらず、各学校でどのような対応が行われているかということについて調査したものです。それぞれの学校で職員会議を通じていじめ問題についての教職員間で共通理解を図ったり、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げる指導を行ったりしております。

また、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭の積極的な活用により相談が進んでいるという報告もございます。また、スクールソーシャルワーカー導入校においては、それら関係機関の連携なども効果が現れているのではないかと考えております。

いじめは絶対に許されない行為であります。その対応につきましては、人権教育の推進を中心に、家庭との連携を深めるとともに、教育相談やスクールカウンセラーなどを活用し、学年や学校全体で、組織的に取り組むことが重要であります。今後も引き続き各学校における対応について指導を継続してまいります。

最後に大きな3番目の不登校の状況等についてです。この調査結果は平成23年度内に、年間30日以上欠席した不登校児童・生徒のものでございます。なお不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因や背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを指しております。なお、病気や経済的理由によるものは除かれております。

2の学年別内訳をご覧いただきたいと思っております。小学校は不登校児童の総数が38名となり、若干ですが、22年度より減少となりました。中学校では136人でございまして、22年度より1名減ということでございます。不登校生徒の出現率ですが、小学校では全小学生9,121人のうちの0.42%となりまして、22年度と比べまして0.05ポイントの減少となりました。また中学校では、生徒数が4,168人でございますが、出現率は3.26%でございます。22年度と比べまして0.07ポイントの減少となりました。

次に3の不登校児童・生徒の指導結果状況でございますが、小学校では指導の結果、登校する、またはできるようになった児童が38人中16人ということで、42.10%の児童が学校に復帰いたしました。中学校では136人中33人、24.26%の生徒が学校に復帰できております。不登校につきましては、各学校においてきめ細かい対応を進めるとともに、小・中連携を始め、教育相談室の相談員やスクールカウンセラー、そして、今年度から拡大しておりますスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知見の活用をより一層促進し、あゆみ教室を中心として、関係機関との連携を強化したネットワークづくりを引き続き進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）平成２４年度教育課程について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（４）平成２４年度教育課程についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

まずはじめに、「１ 学校の教育目標及び基本方針」についてでございます。

昨年度と比較して大きく変わった点としまして、今年度より始まった小・中連携教育における五つの視点を教育課程に反映させたことが挙げられます。そのため、教育課程の編成に際し、重視した指導内容の項目において、五つの視点に関連する、小学校教育と中学校教育の連続性を考えた小・中連携を図る内容、体力の向上に関する内容、キャリア教育に関する内容、特別支援教育に関する内容につきまして、小・中学校全校が重視して教育課程を編成しております。

続きまして「２ 年間授業日数」につきましては、昨年度より１日から２日ほど授業日数が増加している学校がございます。

「３ 土曜授業日／日曜・祝日授業日に関わる一覧」では、各校の土曜授業日、日曜・祝日授業日の日にち、振替の有無、内容についてそれぞれ記載しております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）ファミリーセンター武蔵野苑運動施設の利用協定について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（５）ファミリーセンター武蔵野苑運動施設の利用協定についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

この協定は、市民のスポーツ振興、健康増進を図るため、市内民間企業体育施設である、株式会社東京ガス所有の「ファミリーセンター武蔵野苑運動施設」の人工芝グラウンドが、本年７月から利用できることになりましたので、７月１日付で締結するものでございます。

市民への広報につきましては、市報６月５日号、市ホームページなどでお知らせする予定でございます。

以上でございます。



### ○伊藤委員長

教育長報告事項（６）羽村市自然休暇村保養施設の利用協定について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

### ○阪本教育長

教育長報告事項（６）羽村市自然休暇村保養施設の利用協定についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

この協定は、小平市八ヶ岳山荘の代替施設となる他市保養施設の利用協定をお願いしていたところ、本年7月から「羽村市自然休暇村清里」並びに「羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家」が1か月前の予約利用の場合、羽村市民と同一の使用料で利用できるようになりましたので、6月1日付で締結するものでございます。

市民への広報につきましては、市報6月5日号、市ホームページなどでお知らせする予定でございます。

以上でございます。

### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（７）平成23年度小平市立公民館事業実績について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

### ○阪本教育長

教育長報告事項（７）平成23年度公民館事業実績についてを報告いたします。資料No.9をご覧ください。

公民館では、昨年度も全館でさまざまな講座を実施し、市民が自主的に学習するきっかけづくりと、講演会、音楽会、公民館まつりなどを開催し、市民の交流と活動の場を提供してまいりました。

資料の1ページの概説に各事業で取り組んだ内容を記載してございます。

詳細につきましては、屋敷公民館長より説明させます。

### ○屋敷中央公民館長

平成23年度公民館事業実績について、ご説明いたします。資料No.9の1ページの概説をご覧ください。

学級・講座でございますが、78コース、回数といたしましては719回実施いたしました。講座への応募状況は2,964人。受講者数は2,198人となっております。

以下、概説のとおりではございますが、家庭教育講座では新たな取組として中央公民館で、「わが子もいつかは中高生」と題し、中学校、高校と連携して中高生と乳幼児のふれあいの場を

設けました。市民講座では東日本大震災被災地への支援を目的とした、東日本大震災復興支援ボランティア講座を企画し、講座修了後にはサークルが成立し、現地でのボランティア等の活動につながっております。このほか、東日本大震災に関連するものは公民館まつりにおいて、全館で被災地支援をテーマに取り組み、防災に関する講演会や、パネルの展示のほか、義援金を募り、多くの方にご協力をいただきました。

公民館まつりは全館合計で、1万3,591人の参加がございました。また、土曜子ども広場「友・遊」では、小平消防署にご協力をいただき、小・中学生を対象に、防災に関するイベントを実施しました。60人の子どもが参加し、はしご車の試乗や起震車による地震体験、アルファ米の試食などを行い、震災に対する意識を高めることができました。土曜子ども広場「友・遊」においては昨年度から全館で定期的なイベントの開催や、理科に関する内容を取り入れるなど、内容の充実に努めております。出前映画会も引き続き実施しており、福祉施設等に出向き、19施設、延べ21回実施し、1,292人の方にご覧いただいております。

その他、学級・講座のほか、公民館まつり、講演会、映画会、音楽会などを開催し、市民の活動の場を提供したところでございます。

全施設の利用者数といたしましては、49万5,451人、前年度比約0.6%の増となっております。

説明は以上でございます。

## ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（8）平成23年度小平市立図書館事業統計について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

## ○阪本教育長

教育長報告事項（8）平成23年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。資料No.10をご覧ください。

前半1ページから20ページまでが蔵書・利用及び各事業の統計でございます。平成23年度の年間貸出資料数は、22年度より1万1,000点ほど増加し、約156万点となりました。本年2月より仲町図書館が休館になりましたが、平成22年度は3月11日に発生した東日本大震災以降、開館時間の短縮や臨時に休館したことの理由で減少が大きかったことから、比較すると23年度は増加いたしました。所蔵資料数は117万5,000点ほどで昨年度より約1万点減少しております。23年度は仲町図書館の建替えに備え、仲町図書館の図書を各図書館に移管し、各館の以前からの所蔵資料とあわせ、汚破損本、複本の除籍を積極的に行ったことにより減少いたしました。

予約件数はインターネットからの受け付けが開始されて以来、増加が続いておりますが、さらに1月から予約の受付件数を図書は5冊から10冊に、視聴覚資料は2点から3点に拡大したこ

とにより、23年度は約2万1,000件増加し、約27万件となりました。

後半21ページ以降が講演会・講座・夏休み家族一日図書館員・展示等の行事統計となっております。

その他、資料にはございませんが、仲町公民館・仲町図書館改築に伴う実施設計を完成させました。

また、施設につきましては、中央図書館地下に書庫を増設いたしました。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（9）定期監査結果及び講じた措置等について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（9）定期監査結果及び講じた措置等についてを報告いたします。資料No.11をご覧ください。

このたび、生涯学習推進課、体育課、公民館、図書館が、平成23年4月1日から平成23年12月31日までに執行した、財務に関する事務及びその他の事務に対し、監査委員による監査を受けました。

その結果、事務はおおむね適正に執行されているものと認められましたが、時間外勤務に係る事務について、改善・検討を求められました。

今回の定期監査の結果を受けまして、事務処理を再点検し、指摘事項に対して講じた措置を、資料のとおり、監査委員に通知いたしました。

今後は、この措置を確実に実施し、適正な事務処理を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（10）教育委員会だよりのリニューアルについて。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（10）教育委員会だよりのリニューアルについてを報告いたします。資料はございません。

教育委員会だよりは、市の教育に関する重要施策や、市立小・中学校の取り組みなどを、保護者や関係者初め、地域の方々に知っていただくため、年6回発行してまいりました。

このたび、よりわかりやすく、また、魅力ある紙面を目指して、リニューアルいたします。

具体的には、タブロイド版4面、2色刷りの外部印刷に変更し、6月15日の初回発行以降、

9月、12月、3月の各15日の年4回発行いたします。

読者の方に、教育委員会、学校への理解をさらに深めていただけるような紙面づくりに、今後とも努めてまいります。

なお、リニューアルにつきましては、市報6月5日号、市及び教育委員会ホームページ「こげらネット」において、周知いたします。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（11）小平市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（11）小平市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定についてを報告いたします。資料No.12をご覧ください。

本要綱は、小平市教育振興基本計画の検討を行うため、小平市教育振興基本計画検討委員会を設置し、その組織・運営に関し、定めたものでございます。

委員会の構成員は、要綱第3条に規定のとおり、教育に関する識見を有する者、小平市立学校長のほか、幼稚園・保育園との連携の観点から、小平私立幼稚園協会・保育園協会などを含めた、関係機関の代表者でございます。

また、公募による市民につきましては、市報4月20日号及び市ホームページで募集し、選考の結果、5人の委員が決定いたしました。

今後、平成25年3月までに、検討委員会を5回程度開催し、計画の検討を行ってまいります。

なお、要綱の施行期日は5月1日でございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（12）教育長の兼職について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（12）教育長の兼職についてを報告いたします。資料はございません。

本件は、教育公務員特例法第17条第1項に基づき、東京都教育委員会からの依頼により、中学生の職場体験推進協議会委員に就任したものでございます。

この協議会は、東京都の「わくわくWeek Tokyo」事業の円滑な運営を目的とし、産業団体、企業、学校、行政機関等で構成されるものでございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

教育長報告事項（13）寄附の受領について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（13）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.13をご覧ください。

〔I〕は、天体望遠鏡1台を、匿名希望の個人様より小平市立小平第五小学校への指定寄附としてご寄附していただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（14）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（14）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。今回報告いたします承認事業は、資料No.14のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

#### ○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは、14件でございます。うち新規申請について、ご説明申し上げます。

受付番号（9）事業名、0才からのジャズコンサートは、情操教育として、赤ちゃんのときから本物に触れることが大切と考える、ジャズの本場ニューヨークで長年活躍するクニ三上トリオ主催の行事でございます。

受付番号（10）事業名、こだいら女声合唱団コンサートは、こだいら女声合唱団が生涯学習の成果として開催するものでございます。

受付番号（16）事業名、ママのイキイキ応援プログラムは、ママイキ西東京実行委員会が主催する核家族化や人間関係で悩む子育て中の母親に焦点を当てた子育て講座でございます。

受付番号（18）事業名、『見たい・聞きたい、形にしたい』～Cool&Artで魅惑するまちこだいら2012～は、主催の一般社団法人小平青年会議所が、小平の魅力を取り上げたかるたを作成するため、読み句や題材を公募し、完成後は小学生を対象にかるた大会を開催するというものでございます。

そのほかの10件はいずれも例年、もしくは昨年も承認しているものでございます。

以上でございます。

## ○伊藤委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（15）事故報告Ⅰ（4月分）について、阪本教育長からご説明をお願いいたします。

## ○阪本教育長

教育長報告事項（15）事故報告Ⅰ（4月分）について報告いたします。

4月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.15のとおりでございます。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

## ○内野教育部理事

それでは、事故報告Ⅰ、4月分について、ご報告いたします。

まず交通事故でございますが、小学校において、管理下、管理外で、それぞれ1件ずつございました。まず①でございます。

小学校5年生の女子児童です。登校中に横断歩道を渡ろうとした際に、赤信号で進入してきた自転車と接触し、転倒してしりもちをついたというものでございます。右足首の負傷ということで、右足首の軟骨骨折の疑いがありましたが、骨折には至っていなかったということでございます。

管理外につきましては、②でございます。小学校6年生の男子児童が自転車で青梅街道を走行しておりまして、横断歩道を渡ろうとしたところ、対向車線から進入してきた自動車と接触し、大腿部の打撲に至っております。これは自動車の運転手の前方不注意ということでございます。

続きまして、一般事故です。②についてご説明いたします。これは小学校5年生の女子児童が体育の授業で、スポーツテストのシャトルランの種目を行っていた際に、胸の痛み及び過呼吸の状態になったため、救急車で病院に搬送されたものです。このとき脈拍が200を超えていたということで、相当の負荷がかかっていたのではないかと推察されると思いますが、この時の状況を細かく聞きましたところ、さほど負荷のかかった状態ではなかったということです。何らかの個人的要因があった、またはほかの負荷がかかっていたものと思われまます。

続きまして、中学校の⑧についてです。中学校3年生の女子生徒が、学級活動の際に持病が発症し、両手の痙攣症状を訴えております。また同時に過呼吸状態にもなり、救急車で病院に搬送されたということでございます。身体表現性障害ということですが、この生徒は過去に、自宅や学校で激しい疼痛が発生することがありました。今回はさらに呼吸も苦しくなったということで、救急車で搬送されております。家庭とも十分連携は取れておりますが、ケースとしては今までの中で一番重かったということでございます。

続きまして、クラブ・部活動のところの⑩でございます。これは、中学校2年の男子生徒が剣道部の活動中、2人1組で稽古をしていた場面での事故でございます。体育館の中でペアになって稽古をしているのは何組もあったということですが、当該生徒たちは後ろ向きで、後頭部同士

がぶつかり倒れたということでございます。CT撮影を行いました但問題はなく、打撲のみという  
ことでございます。

私からは以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### ○山田委員

教育長報告事項（3）平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告  
告について、ご質問させていただきます。

不登校の状況から、登校することができるようになった児童・生徒が増えたことは、まことに  
喜ばしいことでございます。大変なご指導をまことにありがとうございました。

しかしながら、もしかしますと、把握しているいじめの実態はまだまだ氷山の一角かもしれま  
せん。もちろん近年、家庭内でのコミュニケーション不足なども否めない状況ではあるかとも存  
じますが、スクールカウンセラー、相談員、また学級担任と児童・生徒の信頼関係など、さらな  
る環境の充実を今後とも図っていただければと思っております。意見でございます。

#### ○伊藤委員長

ご意見ということで、よろしいですね。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

#### ○高槻委員

この暴力やいじめの件、前年との比較資料がありますが、もう少し長い10年ぐらいの期間で  
の傾向をいつか、教えてください。

またこの種の統計につきものですが、件数が増えたのか、それとも今まで潜在的にあったのに  
先生に訴えたりしなかったため、実際には変化していないのかわからないところです。その辺  
のコメントをきちんと記録として残すことが大事かと思いました。

#### ○内野教育部理事

過去のデータについては手持ちがございませんので、また機会を改めさせていただきたいと思  
いますが、不登校に関しては横ばいの状態がずっと続いておりまして、何らかの課題等が学年に  
あると不登校が多くなることもあり、数字がぼんと上がることがあります。市の全体的な傾向で  
推移するというよりも、ある学校のある学年が、といった要素が強く数字に反映するという側面  
があるので思っております。結果的に都や国の数値よりも悪く出ているところが小平  
では若干ございます。

また、例えばいじめ等の申告件数、認知件数という扱いになり数年になるわけですが、以前は、これはいじめに当たるかどうかを精査していましたが、今は、自分がいじめられているのだと意思表明をすればカウントしています。そういったことで数字がぐっと上がった時期もありました。今回、認知件数が特に中学校で多かったのは、やはり委員がおっしゃられたように氷山の水面下の部分、潜在していた部分が顕在化したのだとも考えられますので、それについて手立てを講じることができるようになったとも言えるのではないかと考えております。

いじめの認知からの解消率というのでしょうか、そういったものを出しますと、80%前後ということですので、やはり認知すればするほど、それだけ解決につながるということが言えます。ですから、数が多いということとはございますが、それによって救える子どももいるのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ほかにごありますか。

#### ○森井委員

教育長報告事項（9）定期監査結果及び講じた措置等についてというところで、なぜ定期監査の結果と講じられた措置が一緒に報告されたのかということと、どのような措置が行われたのかということについて、伺いたいと思います。

#### ○伊藤委員長

まず今回、結果の報告と、委員長名により、講じた措置について、報告が同時に行われました。前回平成21年は、まず5月定例会で結果報告があり、次に6月定例会で、それに対して講じた措置についての報告がございました。まずは、今回同時に行われているということについて質問したいと思います。滝澤教育庶務課長、お願いいたします。

#### ○滝澤教育庶務課長

まず、監査委員会の方から指摘事項ということで、4月の下旬に通知をいただきました。教育委員会としまして、直ちに講ずべき措置について担当課に検討を依頼しましたところ、直ちに取れまとめることができたため、今回ご報告のタイミングが一緒になってしまいました。これについては私ども手順を省略してしまったという反省がございます。まずは教育委員会の中で、指摘事項の詳細についてご報告申し上げ、その後、講じる措置について検討すべきだったと反省をしております。次回は、そのような形で取り扱わせていただきたいと思います。

#### ○伊藤委員長

迅速な措置ということを重視なさってのことだと思いますけれども、そちらが大事な場合には、



会議の場でなくてもよろしいですから、事後説明ということをお願いしたいと存じます。

もう一つの質問ですけれども、こうした措置が一応報告されておりますが、教育長のご報告より詳しい、具体的な指摘内容と、それから森井職務代理がご質問のように、どういう措置を講じたかについて、詳しくご説明いただけますか。

### ○滝澤教育庶務課長

指摘の内容でございます。体育課と生涯学習推進課、それぞれで指摘をされました。

まず、体育課の指摘内容でございますけれども、2件ございまして、1件目は日曜日が通常勤務であった職員が時間外勤務を行い、通常勤務の時間外の記入欄に記入すべきところを、誤って休日時間外の記入欄に記入したことにより、過払いが発生したものでございます。

もう1件は、一月の時間外の合計時間が60時間を超えた場合は、その超えた時間に対して、割り増しの時間外手当が支給されますが、職員の集計誤りにより、60時間を超えていなかったにもかかわらず、60時間超えの記入欄に記入し申請したことにより過払いが発生したものの2件が体育課でございます。

また、生涯学習推進課でございますけれども、勤務を要しない日に勤務した職員が1日、1日は7時間45分を1日としますけれども、それを超える勤務となり、その1日については職員の健康管理上、別の日に振替の休暇を取得して、7時間45分を超えた時間外勤務は通常の勤務の時間外勤務として取り扱われるため、通常勤務の時間外の記入欄に記入をするべきところ、休日勤務の時間外記入欄に記入したことにより、過払いが発生したものの1件でございます。

いずれの過払いについても既に返還済みでございますが、その是正のために講じた措置として、申請者が勤務を要しない日に勤務を命じられた場合は、時間外勤務命令簿の従事勤務内容欄に休日振替と内容を明記し、集計時間等の確認をした上で、時間数の記載をするとともに、上司や時間外の集計担当者もおりますので、このような誤りがないかどうかを必ずチェックするよう、周知徹底を図ったところでございます。これはそれぞれ事務研修会や、朝のミーティングで説明するなど、徹底を図っているところでございます。

今後、適正な事務処理に努めてまいりたいと思っております。大変申しわけございませんでした。以上でございます。

### ○伊藤委員長

今、十分にお答えいただいたとは思いますが、体育課の方の2件は、記入誤り、集計誤りととらえましょう。しかし、生涯学習推進課の件につきましては、法定休日に出勤する際に休日の振替日を指定してから出勤する、そうすると通常の労働日になるわけですが、しかし、その実態が代休のようになってしまっていたのではないかという印象を持ちました。

確かに民間でも休日振替と代休は混同されていたり、きちんと行われていないということがあります。しかし、厳しい申し上げ方になりますが、給与について民間は成果の分配、利益の分配ということになりますが、市役所では税金の運用で支払われるわけですので、やはりその辺、支

払われる必要の無いもの、もちろん評価されるべきものはきちんと支払われなくてはならないとは思いますが、しかし、支払われる必要のないものを支払ってはならないという考え方を管理職、係長以上は持っていただいて、休日に出勤を要するときに、きちんと休日振替がなされているか、しかも同一週、もしくはなるべく近くでなされているかということを厳しく管理していただかないと、人件費が膨らんでしまうと思います。

ただ、教育委員会の図書館、公民館、体育課、生涯学習推進課では変則勤務が多かったり、休日に勤務をするということが多いため、その辺が大変だとは思いますが。勤怠管理システムが役所の中でまだ導入されていないようでございますので、その辺の紙ベースでの管理は、事務事業を執行しながらとなると、管理職としても非常に大変なのではないかと思えます。そのコストをかけることすら理解が得られにくいということもあるかとは思いますが、今日び、この勤怠管理システムが導入されることも願いますけれども、それはそれとして、今の状況で勤怠管理を行うからには、今回の体育課、生涯学習推進課のみならず、図書館、公民館、ほかの課においても係長以上は先ほど申し上げた、払われてはならない、払ってはならないという意識のもと、こんなに複雑な勤務体系でありながら、教育委員会はちゃんとやっているのだという心意気を見せて管理をしていただきたいと思えます。

それに加えて、職員自身の間違いがありましたけれども、職員自身がこれをよく知って、100分の125と100分の135とでは10%違うのですから、その辺をよく認識して自分の管理をして報告するようにしてほしいと思えます。

資料としていただいたものもあり、事前にもご説明を受けましたが、役所言葉というものをよく批判されて言われますが、最近では市民に向けてのいろいろなお知らせは非常にわかりやすくなってきていると思えます。ところが、身内、役所内での周知徹底、通知とか、そういったものが意外にわかりにくい、難しい複雑なものなのではないのかという推察をいたします。その辺、庁内全体ということもあるでしょうけれども、何かシンプルな、例えば今の休日振替と代休の違いや、60時間のこと、集計の仕方、そういったことをシンプルにして研修をすとか、あるいは庁内で検討されるとか、そういったことが行われると、今年度は50周年、ましてや来年度は国体もあり大変ですので、よりやりやすくなるのではないかと思えます。

周知徹底に関連して、具体的に生涯学習、体育担当として、お考えのことがさらにございましたら、有馬理事、いかがでしょうか。

## ○有馬教育部理事

まずは今回の監査の指摘があったことに対しましては、お詫びを申し上げたいと思えます。申しわけございませんでした。

時間外勤務につきましては、今、委員長からご指摘がございましたように、二つの課、そのほかの課もそうでございますけれども、休日出勤が多いということはあります。けれども、多いからと言って、日々限られた人数で業務を担っていくということですから、事務事業の効率化、正確さ、それはどこでも求められることだと思っております。

改善策として滝澤課長から説明がありましたが、第一義的には各職員が時間外勤務の処理内容について、正しく理解をするということだと思います。また、今は紙ベースで処理をしておりますけれども、例えば1日勤務であれば、いつを振替休日にするということをきちんと明記をするようにする。そういう見直しを行いながら、事務研修会、あるいは朝礼等で周知徹底を図ったところでございます。

この様式の見直しにつきましては、私どもから人事担当課に改善の提案をさせていただいております。担当課ではカードでの出退勤の管理等も検討しておりますが、現実的にはまだ実現に至っていないということもございます。ですが、近い将来、そういうことも導入できるかと私ども職員も期待をしております。

大切なことは、だれかが見てくれるだろうというような、人任せにしないことだと思います。申請者自身が、自分が最終チェック者であると、そういう意識を持つこと、加えて係長、課長が見て、複数の目でのチェック体制を強化していくことが必要かと思っております。行政も経営という時代に入っておりますので、基本的な考えは民間と同じであると私どもも認識しております。ですから、やはり個々の職員が常にコスト意識を持つ必要があると思っております。

また、どんな仕事でも改善、工夫が停滞していきますと、日常の仕事にマンネリ感が漂ってきます。ルーチンワークになる恐れがありますので、日々創意工夫を凝らしながら、業務の適正執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

理事としてのチェックもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

#### ○山田委員

教育長報告事項（4）平成24年度教育課程について、質問させていただきます。

1枚目の「学校の教育目標及び基本方針」の中の、小・中連携の部分です。「小学校教育と中学校教育の連続性を考えた小・中連携を図る内容」が、小・中学校とも全校で重視されているということでございますが、昨年度の小・中連携の成果と、また連携を図る上での問題など、そういった現場からのお声があるようでしたら、お聞かせいただけたらと思います。

#### ○内野教育部理事

小・中連携教育の成果、あるいは問題点についての現場からの声ということですが、これまで小学校から中学校を見たとき、あるいは中学校から小学校を見たときに、教員同士が、文化が違うといったことを言うようなことがありました。しかし今は、そういったことがなくなってきたかなという感じます。というのは、一緒に話し合う場面を多く設定しましたので、話題は小学校から送り出した子どもであれば、共通性が高いわけです。

成果でございますが、9年間というのは一年一年の積み重ねだと思うのですが、やはり小6から中1へのところで距離感があつたり、接続が少しうまくいかないところがありました。要するに子どもの個人的な特性ですとか、いいところや、課題点などをちゃんと次にバトンタッチしていけば、効率のよい教育ができるわけです。そういう点において、小学校と中学校の教員の間で親しく話ができるようになったところは大きな成果ではないかと思っています。そのことで、解決につながるが多々あろうと、今後期待しているということで、ご報告したいと思います。

また改めて問題ということでありますと、問題になるかどうかわかりませんが、小・中連携のプログラムを昨年度末までにつくりまして、今年度から全校で実施しておりますので、計画したプランによって期待される成果が上がっているかどうかというところを、今年度は十分把握し、もし別の手立てが必要になるようであれば、それは問題点や課題点ということになるかもしれません。最終的な15歳の子ども像の実現に向けて前進していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○山田委員

ありがとうございます。相当前になりますますが、自身の中1ギャップを振り返りますと、例えば中学校には小学校ではなかったことがありますよね。中学校に入ると上級生を先輩と呼ぶようになったりしますが、そういった、不適切な表現かもしれませんが、縦社会を学ぶ部分、また、律する部分が確かにありました。

この小・中連携でもって、ぜひ結果、児童・生徒が年齢に関係なく、上下関係なく、お互いを尊重し、敬うような、そういった最終的に連携が図れるような成長を望んでおりますので、ぜひ推進していただきたいと思っております。

以上です。

#### ○伊藤委員長

すみません、教育課程の編成に際し重視した指導内容のところ、私からの希望ですけれども、実施校の校数が低いからといって軽んじられているとか、全く取り上げないとか、そういうものでないことはもちろんわかっておりますけれども、真ん中の環境に関する内容のところは小学校13校、7割以上ですね。中学校が2校と、25%です。というふうに、少しこの辺に差がございます。先ごろ小平市第2次環境基本計画が策定されたところでございまして、その中で学校における環境教育の推進充実もうたわれていると認識しております。今年度はこれで始まったわけでございますけれども、来年度に向けてせつかく小学校でしてきた環境教育を、中学校になるとまた自覚を持ってさらに知識もより高度なものも理解できるわけですし、やはりシティズンシップという面も大切ですので、中学校でさらに取り上げていただきたいというのが希望でございます。

では、ほかにございませんか。

### ○森井委員

事故報告Ⅰのところ、今月も管理下、管理外で自転車に関する事故が2件ございますが、昨年度より部活動の際の自転車使用は禁止になったままですが、私の耳にも使用の再開を望む声が聞かれます。部活動時の自転車の利用再開に向けて現在の状況をお伺いしたいと思います。

### ○内野教育部理事

自転車の昨年秋10月11日の中学生の事故を受けて、まず緊急対応として、管理下では自転車の使用をしないということが、中学校校長会の提案もありまして、教育委員会としてもそのように対応いたしました。あわせて子どもたちの関連する活動はたくさんありますので、関係者等に趣旨をお伝えし、自主規制の形を今とっていただいているところです。

ただ、本来学校外の校外活動はそもそも健全育成のためにあるものですので、それに水を差すというか、後退させるようなことは望ましいことではありません。そういった状況の中、緊急対応をしているのですが、そろそろ実効性の高いものを出さないと、例えば隠れて自転車に乗って事故に合うといったことが起きてもいけませんので、現在、PTAの関係者ですとか、スポーツ団体の関係者の方に集まっただいて、率直な意見交換をし始めているところでございます。

ただ、やはり一定の方向性を示す必要がありますので、もしばらくお時間をいただいて、新しい方向性を示したいと考えております。

以上でございます。

### ○伊藤委員長

よろしいですか。ほかにご質問、ご意見ございませんか。

### ○山田委員

同じく事故報告Ⅰの、⑪を読ませていただきまして、ドリブル練習中に2人が接触して、双方の後頭部をぶつけて負傷ということなのですが、その後前頭部打撲となっております。この状況がこの文章から読み取れませんので、どういうふうな状態でけがに至ったのか、また後頭部なのか前頭部なのかということについて教えてください。

### ○内野教育部理事

学校からの事故報告に改めて目を通しますと、双方の前頭部が接触と報告が上がってきておりますので、「双方の後頭部をぶつけて」というのを、「双方の前頭部をぶつけて」と訂正させていただきますと思います。大変失礼いたしました。

### ○伊藤委員長

ほかにごございませんか。

## ○山田委員

続けて申しわけございません。教育長報告事項（7）平成23年度小平市立公民館事業実績について質問を1点させていただきます。

まず、全公民館の資料をまとめていただき、まことにご苦労さまでございます。利用率の変化について、今後より高齢化もしていく中で、コミュニティという場でもってどのように利用率を上げていくかなど、お気づきの点などがございましたら、お話いただけたらと存じます。

## ○屋敷中央公民館長

利用率の向上に向けての取組ということでございますけれども、基本的に地域における社会的な課題といったもの、あるいは地域におけるニーズをタイムリーにとらえて、それをうまく講座に反映させていかなければいけないと考えております。課題への対応策をうまく講座に取り入れていくことや、今こういうことが問題になっているということをタイムリーに発信していくような講座を組み立てていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

## ○伊藤委員長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

## ○伊藤委員長

では、ここまでの報告事項につきましてはこれでよろしいでしょうか。

以上で教育長報告事項を終了いたします。

### （協議事項）

## ○伊藤委員長

次に、協議事項に移ります。

協議事項（1）平成24年度小平市教育委員会表彰についてを議題といたします。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

## ○阪本教育長

協議事項（1）平成24年度小平市教育委員会表彰についてを説明します。資料No.18をご覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功労のあった方に感謝状または表彰状を贈呈するものでございます。

内訳としては、表彰状につきましては、小川町一丁目土地区画整理事業に係る旧通学路用地提

供地権者、団体の13名、2団体でございます。

また、感謝状につきましては、校長退職者3名、公民館運営審議会委員1名、青少年委員4名、スポーツ推進委員2名、教育相談員1名、学校薬剤師4名、学校経営協力者13名の合計28名、でございます。なお、表彰式は、6月21日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

### ○滝澤教育庶務課長

それではご説明いたします。まず小川町一丁目土地区画整理事業に係る旧通学路用地提供地権者、団体につきましては、長年ご好意により無償で主に小平第十二小学校の通学路として使用させていただいておりました。今回、小川町一丁目土地区画整備事業により、通学路としての使用が終了したため、表彰基準の学校支援活動に貢献したのものとして表彰状を贈呈するものでございます。

次に、学校経営協力者についてでございます。学校経営協力者につきましては、小平市教育委員会表彰等に関する要綱には該当がございません。しかしながら、表彰該当である学校経営協議会委員と、職務内容、小平市への教育への貢献度に大きな違いがないことから、学校経営協議会委員と同基準により感謝状を贈呈するものでございます。なお、今後、小平市学校経営協力者に関する要綱など、関係要綱の規定の整理を行う予定でございます。

以上でございます。

### ○伊藤委員長

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、「被表彰候補者一覧」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など概要について、何かございましたらお願いしたいと存じます。ご質問ございませんか。

### ○森井委員

小平市教育委員会表彰等に関する要綱のところの別表ですが、この中の「規程第2条第3号に規定するもの」の中で、「表彰状及び記念品」を表彰方法とする対象として、「学校支援活動に貢献した者」と「上記に準ずるもの」という記載があるのですが、この表現があいまいで、非常にわかりにくいと感じました。先ほどお話しに出ました学校経営協力者の部分についても、やはり内容等について今後整理をしていくというお話でしたが、この部分についてももう少しわかりやすい表現に直すことはできませんでしょうか。

### ○滝澤教育庶務課長

この基準につきましては、学校支援活動に大きな貢献というような意味合いでこのような規定を設けたと考えられます。現在、学校支援ボランティア等の多くの地域の方にかかわっていただ

いている中で、その方たちに対してどういった形の表彰が相応しいのかということを整理しなくては行けないと考えており、この部分についてはもう少し具体的なものにしたいと事務局では考えております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

今回、学校経営協議会委員は該当者がいなかったということでしょうか。

#### ○滝澤教育庶務課長

担当課で名簿を精査いたしました。その結果、4年以上在職し、退職した者については今回該当がありませんでした。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

あと、改めての質問なのですが、表彰状と感謝状の違いを小平市教育委員会としてはどのようにとらえていますか。感謝状に規定しているものは身分がどうかといった規定があるのか、その辺いかがでしょうか。

#### ○滝澤教育庶務課長

職員であるとか、非常勤特別職であるとか、その職としてかかわってきていただいた方については感謝状を贈呈しています。ただ、無償で学校への貢献をしていただいている方については、感謝状というよりも表彰状という形で教育委員会としての気持ちをあらわしたいと考えております。

ただ、先ほどお話が出ましたように、現在、非常に多くの方たちにいろいろな場面でご支援をいただいております。それを一文で表すには非常にわかりづらい部分もございますので、整理は必要かと考えております。

#### ○伊藤委員長

そうですね。無償でかかわりとなりますと、今、学校経営協力者が無償ですので、表彰状ということになりますが、しかしかなり深いかかわりがあるという点、学校評議員に該当するのですが、そうしたものの関係から今回感謝状をお贈りするということに理解することになるのでしょうか。

それと、現在、学校経営協議会委員も学校経営協力者も、要綱とか規則に身分や報酬が明記されていないと思うのですね。だから、その辺も混乱を来している理由ともなっていると思いますので、先ほどその整理をということをおっしゃっていましたが、そういうことも含めて、



再度整理をする必要があると思います。

ほかに今回の表彰に関しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは、被表彰候補者一覧につきましてのご質問、ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○伊藤委員長

以上で協議事項（１）を終了いたします。

（議案）

#### ○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第８号、平成２４年度教育予算の補正の申出について。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

議案第８号、平成２４年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会６月定例会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきまして、教育総務費で４２万６，０００円の増、保健体育費で２００万円の増、合計して教育費で２４２万６，０００円を増額するものでございます。増額の内容は、新規事業の実施に係るものでございます。

また、緊急雇用対策費の緊急雇用創出事業で、教育委員会の新規３事業、合計して１，３０７万３，０００円を増額いたします。

歳入につきまして、緊急雇用対策費を含む１，３４９万９，０００円を都支出金で、２００万円を諸収入で増額いたします。

なお、資料２枚目の債務負担行為でございますが、「仲町公民館・図書館整備」事業につきまして、建築工事請負契約にかかる入札が不調となったことから、事業完了年度が平成２６年度となりました。このため、債務負担行為の期間を平成２５～２６年度に変更するものでございます以上でございます。

## ○伊藤委員長

ご質問ございませんか。

ざっと具体的に説明をいただきましょうか。平櫛田中彫刻美術館などはここに明記されているのでわかりますが、保健体育と指導課関連の分を、具体的にご説明いただければと思います。

## ○小島体育課長

保健体育関連の説明をさせていただきます。これは市制施行50周年記念事業として、夏期巡回ラジオ体操みんなの体操会の事業を行うものでございます。当初は24年度予算ということで考えておりましたが、開催地として決定されるのが2月初旬ということもあり、当初予算編成時期に間に合わないことや、決定されるかどうかもわからないことなどから、正式決定を待つて今回の補正で対応することとなったものでございます。

期日は8月31日、夏休みの最終日にラジオ体操を行う事業で、NHKラジオ第一放送で放送される予定でございます。

事業費の200万円は多摩島しょスポーツ振興事業の助成金で対応する予定でございます。経費の主なものでございますが、参加者約2,000人を予定しておりますが、その記念品、全国からいらっしゃるラジオ体操会等へのペナント代、会場設営撤去等の委託費、ピアノの借上費用や駐車場として借りる小平第15小学校グラウンドの警備や整備費用などでございます。

以上でございます。

## ○内野教育部理事

それでは私の方から安全教育推進事業と、自尊感情や自己肯定感を高めるための教育の推進事業についてご説明いたします。

まず、安全教育推進事業につきましては、小平第四小学校が指定を受けます。これは東京都教育委員会が既に毎年見直しをしております、安全教育プログラムがございます。その中にさまざまな実践事例、指導事例等が入っておりますので、そういったものをさらに広めることにより子どもたちの安全教育を推進していくことになります。

特に児童が危険を予測して、回避していく能力を高めることが今回、学校が研究・推進したい主たる理由になっております。具体的には総合防災教育の校内の体制の再整備。それから発達段階、学年に応じた実践的な防災指導。高学年においては救命救急実技の入門コースなども実施するというところでございます。先の災害でも自分の命は自分で守ることが、今後の課題として掲げられました。小平第四小学校の期待される成果としましては、児童みずからが安全に関する情報を正しく判断し、行動できる力を身につけるとことが目標となっております。

また自尊感情や自己肯定感を高めるための教育につきましては、花小金井南中学校が指定を受けております。今日、自尊感情の低い子どもがさまざまな社会のひずみに巻き込まれていくというようなところもあろうかと思えます。このようなときに正しい判断が求められますが、自尊感

情を高め、自分らしく生きていくということが、学力や体力以外にも必要な力ではないかと思っております。特に、自分自身をかけがえのない存在であったり、価値のある存在であるということ。それを他者とのかかわりの中で自己認識をしていくということ。それから自己肯定感については、自分もすぐれたところがあって、自分らしく生きていく、自分のよさを肯定的に見出しながら前向きに生きていくというようなところを、様々な活動を通じて研究として推進していくものでございます。

こちらでも東京都教育委員会の自尊感情や自己肯定感を高めるためのプログラムができておりまして、それを花小金井南中学校が実践し普及していくことが推進校としての役割であると考えております。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。ご質問ございますか。

ーなしの声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、質疑を終結し討論に入ります。ご意見ございませんか。

ー討論省略の声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第8号、平成24年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○伊藤委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時50分まで休憩します。

**午後3時33分 休憩**